

第十回 参議院農林委員会會議録第十九号

昭和二十六年三月十五日(木曜日)午後一時四十四分開会

本日の會議に付した事件

○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○積雪寒冷地帯振興臨時措置法案(衆議院送付)

○委員長(羽生三十七君) それではこれから委員會を開きます。最初に農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題に供します。速記を止めて。

午後一時四十五分速記中止

午後二時九分速記開始

○委員長(羽生三十七君) 速記を始め。次に積雪寒冷地帯振興臨時措置法案を議題にいたします。本日は衆議院から松浦さん、坂田さん、上林さんが御列席になつております。

○小林孝平君 この提案理由の中に、早期供出奨励金の問題が出ておるのでありますけれども、この提案理由によりますれば、早期供出奨励金は端境期における米穀の出廻りを促進するために定められた制度であります。今日ではむしろ單作地帯を保護救済する重要な措置と相成つておるのであります。こういうふうに出ておりますけれども、この端境期における米穀の出廻りを促進する意味がありましてけれども、それと同時に、創設の当初から後段のようないふの氣象に恵まれない單作地帯の農家の保護救済の意味があつたのであります。それがこの提案理由では、今日

ではそういう段階になつたと、こういうふうにして書いてありますので、非常に早期供出奨励金に対する解釈がいまいきになると同時に、このために、この法律は六十億円の早場米奨励金が三十億円の部分だけを補填するために創設されるものである、制定されるものであるというふうな解釈が一方には行われてまして、この單作地帯の農家は、早期供出奨励金は従来通り六十億円、むしろ六十億円以上の金を出して頂く、そのほかに、更にこの法律によつて保護をして頂く、こういうことを要求しておるのである。そういうふうな單に早期供出奨励金の減額部分だけを補填するという意味では困るという要望がありますので、この際この提案理由に書かれてある意義を明確にして頂くと同時に、できればこの提案理由の一部を、誤解がありますから訂正をして頂きたい、こういうふうな考へておるものであります。

○衆議院議員(松浦東介君) 小林さんの御質問でございますが、私のこの前の提案理由の説明の不備を償いた御質問であるとは承知いたしました。この早期供出の奨励金の解釈の問題でございますが、この早場米奨励金の歴史なり、由来なりについて、非常に御精通になつておられますところの小林委員の御質問でございます。私はあえてこの前に御説明申しましたことを固執する考へは微塵も持つておりません。ただ表面、字句を見ますという、飽くま

でこれは表面は早場米は端境期における米穀の出廻りを促進するために定めた制度というふうに見ましたので、裏面における社会的関係、事情、又は政治的理由、そういうものは十分私も認識いたしておるつもりでございます。只今の小林さんの御意見通りで、私は結構であると思ひます。なお又この早場米奨励金の三十億円の減つたところを、削減されたところを補填するための法律ではないか、というふうな誤解もあるというふうなお話でございますが、絶対にこの法案は、早場米奨励金の削減補填のために作られたものではございません。第一條に明示されておりますごとく、積雪寒冷が甚だしく、経済的に遅れた積雪寒冷單作地帯の農業生産の基礎條件を速かに整備して農業生産力を高め、以て農業経営の安定と農民生活の改善を図り、併せて国民経済の発展に寄與することを目的として、この法案が立案せられたものであります。ことを申上げて置きたいと思ひます。

○三橋八次郎君 簡単に申し上げますから……この法律案の提案理由によりますれば、根本的理由は、国内食糧の増産を図つて、食糧の自給度を高めるといふようなことであります。ならば、積雪寒冷地帯のような寒い地方に投資をするよりも、暖地帯に投資をするほうがより効果的であるように考へます。この点につきましては、政府の御所見如何でございますか。

○政府委員(島村軍次君) 我が国全体の農業政策から考へますという、弱いところを助けてレベルを上げるといふことも当然行われなければならぬと思ふのであります。只今お話の積雪寒冷單作地帯に限つてやる場合には、暖地帯における生産力を一層増す方法もあるのではないかと意味のお尋ねであります。過去のとり来つた積雪寒冷地帯に対するいろいろ改良、改善施設に加ふるに早場米奨励金等の歴史的存在から考へまして、本法律案の提案は誠に農林省といたしましても適當な措置であると思へておる次第であります。

○岩男仁藏君 これは私は反対じやありません。賛成するんですが、今暖地帯を代表して四国の三橋君から政府に対する所見を質したのであります。ちよつと私の足らんのであります。もう少し追究して、はつきりしたところを確かめて置きたいと思ひます。私も九州で暖地帯であります。九州では私の県には割合そういうことはないのですが、長崎がある、それから熊本の一部、鹿児島、宮崎と、單作地帯が非常に多い、そういうものが欠けておるために止むを得ず單作地帯としてやつておるのですが、これは私親光國策の面から見て、去年の国会で、別府の親光都市法案というものを我々の同志が出したので、これはお蔭で皆さん賛成してくれて通つた、ところが別府だけと思つて我々はおつたんだが、引續いて熱海が来る、伊東が来る、それからまあちよつとけといへば甚だ四国に

○政府委員(島村軍次君) 單作地帯の対策に対する熱意については、先ほども申し上げた通りに、財政の許す範囲において従来の施設を拡充いたしまして、熱心にこの法律の示す範囲においてできるだけ努力を重ねたいと存じます。

○溝口三郎君 單作地帯の対策につきましては、私は根本的の対策は單作地帯を解消するにあるんだということを従来言うておりましたが、これは技術的にも私は可能性があると信じているのでございます。代表的な單作地帯、新潟とか富山、石川等の日本海沿岸等におきましては、従来耕地整理とか土地改良というものが相当に実は推進されているのでございますが、現在におきましてはまだそれは二毛作をするという段階には実は行つておらないのでございまして、簡単なことでございまして、私は最近完全乾田化とか変作田ということを主張しているものでございまして、二毛作よりも、もつと三毛作、四毛作もこれはとれるんだと、それは排水路の計画というものをこれは根本的に今度は改革して行こうと、それは今までよりも一メートルぐらゐ排水路の敷地を低下して、そしてその一メートルの分を、地下水をポンプで吸上げるのだということにやりますと、全国の平坦部の單作地帯におきまして、これは夏になりますれば、例えば一町歩十枚の水田のうちで、九反歩の水田で今までの一町歩以上の稲の收穫ができるのであります。そうして残りの一反歩においてはこれは肥料作物でも何でもとれるのだ、そうして冬になれば菜種でも「れんげ」でもいい。本当の完全乾田化、変作田と言います

か、そういうものは現在でも少しばかりずつ、これは新潟とか富山というところにもモデルタイプもできておる、三、四年完全にできておるのでございまして、こういうものの普及をすれば平坦部の單作地帯は私は解消もできる、そうしてなおこれは山間部におきましてはおおむね寒冷積雪地帯の單作地帯では灌漑水の問題が私は根本問題だらうと思つてございまして、山間部等におきまして、大体八月の初め頃の朝の十時頃の灌漑水温というものは二十度以下、十四、五度くらいのものであると思いますが、それを人工の調節で小さな溜池をこしらえて十度くらいの温度を上昇することは、これは技術的に実証されておるのでございまして、そうして山間部で十五度くらい、灌漑水温を二十五度くらいに上げて、そうして稲の收穫期を、普通の冷水でやつておるよりも二週間くらい早めることができるのだ、二週間收穫を早めたという事で、今まで一毛作よりも想像したことのなような長野県の本曾の山の中へも二毛作が入つて来るのだという事になります、若し單作地帯の対策を根本的に自信を持つておやになるならば、私は日本の農業経営ということも根本的の改革ができるのじやないかと信じているのでございまして、そういうようなことにつきましても、これは温水池といふますか、そういうものが計算からいいますと補助金をもらわなくても実は收支は完全に償うんだというふうなことになる、だんだんに予算は減らしてしまふ、今までの前例からいいますと、いいものを普及しようということが、何か予算折衝になると、そんなにいい仕事なら補助

金は要らんじやないかというふうなことで、温水池も私は五十万町歩くらいはやる可能性のある土地があると思ふんです。大体一万个所くらいもやれば五十万町歩くらいの冷水田の灌漑も解消できるんだ、そうしてそのうちでは二毛作もできて来るんだ、そういう効果のあるものなら自分でやつたらいいだらうというふうなことで、二十六年度あたりも予算は全国で五十個所くらいしかやらない、五十個所やつて一万个所やるにはこれは何百年かからなければ解消できないような事情にある。今小林委員の言われたように、こういう法律はこれは通過することもある論はない。そういうものに対して予算措置に對して、農林省は一つ確信を持つてこつていふものを完成されるという自信をお持ちになるかどうか。もう一度御明答を頂きたいのであります。

○政府委員(島村軍次君) 農業経営の改善の上には、従来の單なる現状を基礎とした土地改良では不十分であつて、将来大きな計画の下に土地改良計画を進めて行かなければならぬ、これに関する該博な御高見は御尤もであると思ふのであります、我々は将来の日本農業経営を改善し、更にその生産力を高め、自給度を高める点から考えましても、是非ともそういう点を取上げなければならぬと思ふのであります、今回の自立経済におきましても、相当の資金を投じて、国家資本を投下してやるという気構えにおいては、全く同感であると同時に、これらに対しては農林省といつたしましては積極的の予算化を望んでおるのであります。今日の敗戦後における日本経済の財政の点から考えますという、なか／＼さう

に思ひしく参らんのありますが、根本的にはこれは農業そのものが公企業であるか、私企業であるかという論議の一つの分れ道になり、又財政の問題が関連を持つことは御了解もできると思ふのであります、この法律案がでましまして、有効適切な国家投資なり、或いは又予算的措置によつて、強くそれが増産の効果を挙げ得る問題に對しましては、一面農業経営、及びその財政的措置をやつた場合の収益回転等を考えまして、努力を重ねたいと思ふのであります。どうぞこれらの問題に對しては農業全体の基本的な考えに對して、只今申し上げましたように、公企業としての取扱をするように我々は念願をいたし、御後援、御協力を得ましてさういふ措置を講じたいことを念願している次第であります。

○溝口三郎君 この法案が通過いたしましてこれを運営するためには、これに附加して予算的措置が講ぜられることと考えるのでございまして、それについては本法案においては、これは国の財政金融の許す範囲内において最大限度に單作地帯の振興をしたいのだという事になつておりますが、私どもはそれを期待したいと思ふのでございまして、差當つてこつていふ予算措置をやる前に政府においても是非ともこの單作地帯の対策を立てたいというならば、これは今あるうちでも実は実行に移さうといふべきにできるのじやないかという問題は私は考えられると思ふのでございまして、それは農林漁業、資金融通法案が今上程されているのでございまして、その第三條の六項におきまして、この資金の融通を受けたものが災害その他特別の事由のあ

る場合は支拂方法を変更し、償還年限を延期することができるといふ規定があるのでございまして、その特別の事由といふことにつきましては、これは提案理由の際に伺いましたのは、不景気などを意味するんだという抽象的なことでございまして、只今問題になつております單作地帯は、これは提案理由を拜見いたしましたも、実に現在基だ不景気な地帯なんです。この資金を貸りて土地改良をやつた場合の、将来経済界の変動等で不景気が来たら、そのときには支拂の方法を変更してできるだけ長い期間に償還をしようとかいふことになつておりますが、現実に日本中で一番不景気な地帯があつて、これがややもすると社会的自然的な條件で最悪の苦境に陥つてしまつて、そうして立つこともできないようなことになるのだ、而もこの地帯は早場米の供出地帯として日本の食糧政策には最も重要な地帯だといふようなことから勘案いたしまして、この資金融通法案の特別の事由がある場合は償還年限を長くし、利率も安くしてもいいんだという事は農林大臣がきめればできることだと思ひます。私は特別の事由といふことを、将来経済界の変動というふうなことに範囲を限らず、もう少し積極的にその範囲を拡大されて暫定措置としてでも、この法案の予算が運営されるまでもいいと思ふのであります。できるだけこの資金融通法案にありますこつていふ利率よりもつと下げ、償還年限もつと長くして、この積雪寒冷地帯には資金融通法の運用において、實際的に一つお考え頂くようなことができるかどうかを政府当局に

お尋ねいたしたいと思うのであります。

○政府委員(島村軍次君) 特別会計は提案で説明を申上げました通り、現在の各種土地改良或いは林道その他現在の収益の回転を主体において、最小限度の利率の計算をいたしておるのであります。溝口さんも御承知の通りこの中には相当、例えば干拓地の整地というような非常に有効適切な事業も、手つ取り早く増産の効果を挙げるといふような問題に対しては取上げておるのであります。こういう見地から考えますというと、むしろこの特別会計の本質は償還を早めて行くという、できるだけ償還を早めるということが、その土地に対する負担の軽減も図るというこの結果になると思うのであります。只今の御意見も御尤もであります。要するに収益率が非常に低いところに対しては、只今お話のような点をもつと低い利率によつて貸付けられるということが考えられると思うのであります。特別会計の取上げておる現在の土地改良その他の事業は、恐らくかような償還年限を、現在きめられんとしておる償還年限においても私はむしろ早期に償還がなし得る程度のものが取上げられるという段階にあると思うのであります。事業の執行の経過から考えまして、只今お話になりましたような点は、差当り心配の必要がないのじやないかと私は思います。ただ本法律案において、他の地方に比しては収益率が非常に少いから、償還年限を特にその地方だけについて延ばすということに対しては現在のところでは特別会計は考えておりません。

○委員長(羽生三七君) ちよつと速記を止めて。

午後二時三十五分速記中止

午後二時四十九分速記開始

○委員長(羽生三七君) 速記を始め。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後二時五十分散会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 亀七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君

委員

池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
滝井治三郎君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
飯島連次郎君
溝口 三郎君

衆議院議員

政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
会専門員

昭和二十六年三月二十七日印刷

昭和二十六年三月二十八日發行

參議院事務局

印刷者 印刷 序